

---

## 男性労働者の育児休業取得率等の公表について

---

標記の件について、育児・介護休業法の改正に伴い、常時雇用する労働者が 300 人を超える事業主（当公社全体）に対し、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられております。

これに伴い、公益財団法人柏市医療公社では、全施設（柏市立柏病院、医療センター、はみんぐ等）における育児休業等の取得割合について、以下の通り 2025 年度（令和 7 年度）の実績を公表します。当公社では、今後も職員一人ひとりが仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる職場環境の整備に努めてまいります。

### ■ 育児休業等の取得割合（2025 年度実績）

**区分実績人数・割合男性労働者の育児休業等取得率 62.5 %**

- ① 育児休業等をした男性労働者の数 5 人
- ② 配偶者が出産した男性労働者の数 8 人

※対象期間：2025 年（令和 7 年）4 月 1 日 ～ 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日

※当実績数値は、公益財団法人柏市医療公社（全施設合算）のものです。

### 【参考】

育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

育児休業（産後パパ育休を含む）法第 23 条第 2 項（3 歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第 24 条第 1 項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業。